

PROVIDENCEシリーズ

Compact

C

Complete

Creative

Book

18

Bankruptcy Law

倒産法

第2版

[補訂版]

倒産処理の方法

倒産処理の方法

破産法

破産手続の開始

破産開始決定

機関

利害関係人

破産財団

破産債権

財団債権

破産者をめぐる

法律関係

破産財団の変動

破産財団の管理・

換価

破産手続の終了

免責・復権

破産犯罪

相続財産破産手続
の特則

民事再生法

再生手続の開始

機関

再生債権

共益債権・

一般優先債権・

開始後債権

再生債務者の

財産状況の調査

再生債務者を

めぐる法律関係

再生債務者の

財産の変動

再生計画

再生計画の遂行

再生手続の終了

簡易再生・

同意再生

個人再生手続

住宅資金貸付債権
に関する特則

罰則

債権者等の

権利行使

否認権

担保権消滅請求制度

更生計画

更生手続の終了

罰則

特別清算手続

私の整理

総論

私の整理の内容

国際倒産の

処理

はしがき

21世紀を迎えて

20世紀は、社会主義と資本主義をめぐるイデオロギーの対立が世界を支配していた冷戦時代でありました。しかし、21世紀を迎え、もはや、イデオロギーは世界戦略の対立軸ではなくなりました。21世紀においては、我が国も、外に向けては国の対外政策の再構築を迫られ、内にあっては、立法・行政・司法の諸改革、ならびに情報技術（IT）革命を基盤とした産業構造の再編、それに伴う日本の雇用状況の見直し・新時代に向けての人材養成が、緊急課題とされております。

このような国際・国内の変化は、各種の国際条約の批准や日本国憲法の改正の契機となつております、また、国内法の大規模な改正と新たな法律の制定をもたらしております。法律は、国際関係における利害対立の激化と国内のさまざまな利益対立とを調整する「基準=ルール」として、また事前の正義・事後のチェック機能として、ますます重要な役割を果たすようになっています。「法の支配」の理念と法律の秩序維持機能の重要性を理解する人々は、日に日に増加しております。



本書は、21世紀における「法の支配」の再確認とその重要性に想いを致し、法律を学ぶ多くの人々の要望に応える目的をもって、企画・制作されております。21世紀を迎え、我が国はますます高度知識情報社会・知能社会へと向かっています。国の権力機構の中においても、民間企業・社会・文化・学術の各分野においても、専門的な知識・技能を体得した実務専門家が大量に必要となります。この実務専門家の中で、特に、法律の実務専門職こそ、我が国において大規模に緊急養成・配備される必要があります。かかる国家・国民的要請に即応すべく、本書「C-Book」を刊行するものであります。

「C-Book」は立法論に主眼を置いた書物ではなく、現行法の解釈論を主眼とした内容になっております。司法試験・司法書士試験・公務員試験等、多くの法律系資格の試験において問われるのは、現行憲法および主要法律の有権的解釈の有様と法解釈の技術（リーガルマインド）であるからです。しかし、実務法律職の人々にとっては、現行憲法を前提とした現行法の解釈に重点を置いた書籍だけでは物足りず、憲法改正・現行法の改正、そして新規の法律の制定・立法論に着目した書籍こそ必要であります。そこで、私たちは、読者の皆様が現行法の改正・新たな立法へ進んでいくこともできるように、本書を編集しています。

読者の皆様には、このような現行法の解釈とリーガルマインドを体得した後、自らの人格や哲学・世界観を賭けて立法論・改正論の書籍に進まれることを切に希望いたします。



バブル経済の崩壊を受け1990年以降、日本経済は長く深い不況の中にありました。そして、このような近時の経済情勢を反映し倒産事件は増加の一途をたどり、そのための法整備は喫緊の課題となっていました。

このような要請を受け法務省は平成8年以降、法制審議会の中で倒産法制全体についての見直しをしてきました。見直しの過程では、実に170もの法律に改正が加えられ、これにより我が国の倒産法制は大きく様変わりしたことになります。特に平成11年の民事再生法の制定、平成14年の会社更生法の改正、平成16年の破産法の全面改正、およびこれに伴う関連法規の改正は影響の大きなものでした。

そして、2008年からは、世界的な不況による景気後退の中、さらに多くの倒産が生じています。さらに事業再生ADRが新設され、これに対応すべく今回補訂することとしました。

以上のような倒産処理法制の重要性を認識したうえで、法曹志望者の多くが本書を手に真剣に学ばれることを祈念いたします。

2010年6月吉日

LEC総合研究所 司法試験部
編著者代表 反町 勝夫

本書をお使いいただくにあたって

一 本書の効果的活用法

一般に倒産法と呼ばれる倒産処理関連法規は、大きく破産法・民事再生法・会社更生法・商法特別清算手続・私的整理の5つの分野に分けられます。このように倒産法は複数の法律から構成されるため、倒産法を体系的に理解するには多くの時間と労力が必要でした。しかし実際には上記の各法律には多くの共通点があるので、その共通点を意識しながら相違点を学ぶことができれば、倒産法の学習効率を飛躍的に上げることができます。

本書では、このような共通性を倒産法の学習に活かす工夫がなされています。具体的にはまず1編において倒産処理法全体の基本理念・各手続の概要を紹介しています。続く2編では倒産法の基本法たる破産法について十分な質と量をもって解説し、続く3編以降の、民事再生法・会社更生法などでは、破産法で得られた理解を基に学習できるように配慮しております。

各単元には、重要度に合わせて以下のA A～Cのランクを側注に示しておりますので、学習の参考にしてください。

A A：試験で問われる可能性が非常に高く、かつ、きわめて重要度の高い必修単元である。

A：試験で問われる可能性が比較的高く、かつ、重要な単元である。

B：基本的事項を理解しておくことが必要な単元である。

C：本試験においては、参考程度に見ておれば足りるものである。

二 本書の構成

1 「Legal Navigation」

本書では、編のはじめに「Legal Navigation」が設けてあります。これは、その編で学習する大まかな内容を、平易な言葉で説明しているものです。初学者の方は、この「Legal Navigation」を利用して、その編で学ぶ事項をイメージしてください。編を一通り読み終わった後、確認のために再度「Legal Navigation」を読んでみるのもお薦めです。

2 目次、「学習の指針」

本書では、節や準節の目次を冒頭に示しています。今後学ぶ節や準節の構成を大まかに押さえ、体系的理解に役立ててください。また、目次とともに「学習の指針」を設け、その準節の内容を学習するにあたっての重要ポイントを示し、学習の方向付けをしています。

3 「問題の所在」、「考え方のすじ道」、「アドヴァンス」

倒産法は新司法試験の選択科目として、論文式試験でのみ問われる科目です。本書では、倒産法の知識を活きた知識として論文式試験の答案に表現できるよう、具体的な事例を多く挙げ、論点を具体的に示す工夫をしています。「問題の所在」で論点の問題提起を学び、「考え方のすじ道」で自説とする判例・通説の論理構造を学びます。「考え方のすじ道」を徹底的に理解することが、新司法試験合格への確実な一歩となるでしょう。また、より詳しく論点の争いを知ることができるように「アドヴァンス」において複数の学説を解説しています。

4 「One Point」

倒産法は、その分量の多さに比例して手続や論点で説明すべき事項も多くなります。ただ、初学者が最初からすべてを理解することは困難ですので、やや重要度が落ちるものについては「One Point」として表記しました。最初に全体像を把握する段階ではこの部分は簡単に読む程度でもよいでしょう。

5 「論証カード」

本書では巻末に論証カードを用意しています。倒産法の論証カードはまだ各人で用意できていない状況だと思われます。論証カード入手して、論証の学習を十分にすることは、大きなアドバンテージとなるでしょう。

6 新司法試験論文式試験過去問

平成18年に第一回が実施されてから、既に3年分の過去問が蓄積されています。過去問は、新司法試験の出題傾向や、問題の難易度を把握する道標となるだけでなく、自らの理解の進度や深さを推し量る最良の素材となります。本書での勉強が進んだら、積極的に活用し、自らの弱点を発見しましょう。また、平成19年度の新司法試験上位合格者（当該科目の高得点者）の再現答案を掲載いたしました。新司法試験で要求されるレベルを把握するためにも、是非参考にしてください。

7 旧司法試験論文式問題の掲載

旧司法試験においても平成11年度まで破産法の論文式試験が実施されていました。本書においても該当分野に旧司法試験論文式問題を掲載することで、学習の便宜を図れるよう工夫しています。

本書に関する最新情報は、『LEC 司法試験サイト』
(<http://www.lec-jp.com/shihou/cbook/>) にてご案内いたします。

PROVIDENCEシリーズ C-Bookとは？

私たちLECは司法試験の短期合格を目指した受験予備校として効率的な学習方法を実践しています。短期合格のためには、法律の知識を理解・暗記するだけでは足りず、それらの知識を活用するテクニック・試験の傾向に合わせた対策が必要です。LECでは、20年以上もの間、司法試験の受験指導を行い、その集大成として「プロヴィデンス・テキスト」を講義用テキストとして制作致しました。そして、「プロヴィデンス・テキスト」は、多くの合格者から高い評価をいただいている。既刊の「C-Book」は、「プロヴィデンス・テキスト」を基に編集されたもので、無理なくリーガルマインドを習得できる最良のテキストとなっております。

倒産法は現行司法試験の科目ではありませんが、本書は既刊の「C-Book」と同様に、法律の知識を、完璧（Complete）、かつ簡潔（Compact）に集約し、そして創造的（Creative）に表現していくという「3C」の精神を基に作られています。

だからこそ、本書は、基本六法の「C-Book」と同じコンセプトで、皆様に法律をわかりやすくお伝えできるというわけなのです。

Legal Navigation

第1編「倒産処理の方法」では、倒産処理一般論を概説します。

倒産制度の意義

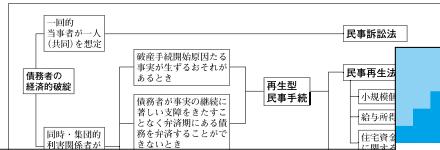
一般に「倒産」という用語からは暗いイメージを受けるかもしれません。しかし倒産処理制度の法制化・ガードライ化はむしろ、経済に危機状態にある債務者を通じた状態から救済する機能を有します。たとえば、ある多債権者が、債務の弁済を断る状態にある場合に、その状態を放置すると、債務者は過酷な取扱いを受け続け、経済的再起の機会を失うことになります。ここで倒産処理制度が設けられたる意義を法的制度・私的制を含めた観点から理解してください。

各制度の概要

「倒産」といつてもその中には、対象者の業務・債務債務関係を解消するための制度である清算型の制度と、対象者の再生を目的とした制度である再建型の制度があります。ここではそれぞれの類型についていざなうものを作ります。それぞれどのよう特徴を有するのか概要を把握してください。

清算型のものとして破産手続・特別清算手続・再建型のものとして再生手続・更生手続・会社整理手続が挙げられます。また、これらの法的制度と別に、私的整理といつたりのがあり、それについても近時、ガイドラインが作成されています。それぞれに特色がありますので、メリット・デメリットを理解して、具体的な場合にはかかる手続に縛られるのが遅かれ早かれなら学習してみてください。

債務者が経済的に破綻した場合の処理



12月23日百選3事件。

(2) 公共企業体

住宅市公庫や都市整備公団などの公共企業体の破産能力について争いがある。

問題の所在

公共企業体に破産能力を肯定すべきか、明文はなく問題となる。これらの団体は公益性を有するから破産能力を肯定してよい争いがある。

考え方のすじ道

たしかに、公共企業体といえども、国や地方公共団体から独立の採算を有し、債務超過や支払不能に陥ることもあり得る。

↓しかし

公共企業は、高度の公益性を有する事業を営んでおり、国や地方公共団体から指導・監督を受けているから、これに破産能力を認めると、行政権行使が阻害される

↓したって

公共企業の破産能力は肯定すべきである

アドヴァンス

A 否定説（過誤）

（理由）

公共企業体は高度の公益性を有する事業を目的とする特別法上の法人であり、その反対で国や地方公共団体から強い強制を受けているから、行政

権行使の特権概念として、破産能力は否定すべきである。

B 肯定説

（理由）

① 公共企業体がいかに国家の強い監督に服しているといっても、独立の採算を有し、支払不能や債務超過に陥ることはあり得る。

② 公共企業体の破産能力を否定すると、政府が債務超過の状態を承認することとなりますが、常にこのような結論を認めるのは不合理である。

(2) 公共組合

まず、公債が解消事由とされている場合は、前提として破産能力が認められていると解すべきである（森林組合につき森林組合法83条第1号3項、農業共済組合につき農業共済組合法46条1項3号）。

これに対し、破産が解散事由となる前の明文がない場合（たとえば健康保険組合等）はどのように考えるべきか。

当該組合の公共的色彩の程度、当該組合に対する政府の監督の程度、解散後の権利義務の政府による承認規定の有無等により、破産能力の肯定を決めるべきである。たとえば、破産を認めずに政府が権利義務を全部を包括して承認する場合は、その旨規定の明文が記載されていることが通常であるから（たとえば健康保険法第4条1項）、このような場合には破産能力を認められる必要はない、破産能力は否認されるべきである。

26 倒産手続の開始

学説の対立等の詳しい解説により、論点の理解が深まる

Legal Navigationで、初学者の方を倒産法の世界へ無理なくナビゲート

目次・学習の指針で、メリハリのある学習が可能に

条文を看過した学習を防止するため、重要条文を記載

7 財団債権

7-1 財団債権の意義 7-2 財団債権の範囲 7-3 財団債権の法律関係

7-1 財団債権の意義

目次

- 一 意義
- 二 根柢
- 三 他制度との關係

学習の指針

財団債権の性質について、破産債権や取扱債・別除債と比較しながら、確実な理解を心がけてください。

破産法2条(定義)

I-VI 総

VI この法律において「財団債権」とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいう。

VII-XIV 総

151条(財団債権の取扱い)

財団債権は、破産債権に先立って、弁済する。

一 意義

破産財団を引当てるとする債権の中で、随時弁済が許される債権を財団債権（2条7項）と呼ぶ。

財団債権とされるることは、破産債権に対する優先性（151条）と、破産手続によらず随時弁済を受けることができる点（2条7項）にある。

二 根柢

債権者の平等確保が重要な債権の支払不能状況において、財団債権が優先的弁済を許容される理由は、**公益性と政策目的**という2点から説明することができる。共益の觀点から正当化される財団債権としては①破産管財人の債権請求権など破産手続遂行に必要な費用や、②破産管財人の法律行為または法律行為などに基づいて発生する債権を挙げることができる。これらに優先的満足を図り、破産手続の円滑な進行を図ることが債権者全員の利益に適うからである。政策目的から正当化される財団債権は税負担債権や労働債権など被多なるものを含み、さまざまなものがある。

7-1 財団債権の意義 155

問題の所在・考え方のすじ道により、論理的思考力・論理的表現力を習得

複雑な手続の流れをわかりやすく可視化

基本書【伊藤眞著『破産法・民事再生法』(有斐閣)】の参照先を明確に

7 破産手続の開始により、異務契約につき、解約の申入れがあった場合において、その終了に至るまでに生じた、請求権（8号）
破産手続開始により解約が行われても、ただちに契約が終了するではないため、その間に生ずる請求権について優先弁済を認めることが公平の観点から正当化される。雇用契約において使用人が破産し、解約申入（民法611条）があつた場合の債権債務がこれにある。

8 租税等の請求権（3号）

破産手続開始時、まだ納期限が到来していないものまたは納期限から1年を経過していないものに限り、財産債権とし、それ以外について破産債権とされている。
旧法下では、破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権は、全額が財産債権とされていた。この事が改正されたのは、納期限から1年以上経過しているものについては、国家公債納分を行なうことができたにもかかわらず1年以上滞納区分を行なつたことから後援権を失うものとすることが許されたとの判断があつたと考えかである。

One Point ▶ 財団債権の範囲に関する改正

破産者およびこれに代きとする者の債務（民法611号）を財団債権とする規定が削除されました。その結果としては、実際に活用されることが少なかったことと、破産者の生活については、自ら財團および新財團によって保護するべきであるとの判断があつたことが挙げられます。

二 特別の財団債権

1 破産管財人に対する贈与の履行を受けた場合の負担受益者の請求権（148条2項）

贈与によっては破産財團が利益を得るために、公平の観念から受益者の財産回復に対する請求権を完全に行なうものとした。

2 破産管財人が双方未履行債務の契約を解除した場合の相手方の反対付の賃貸強制請求権（54条2項）

破産管財人が未履行双務契約を解除した場合、契約の相手方の原状回復請求権（民法616条1項）を保護する制度である。これに対し、損害賠償請求権（破産債権）となる。

3 その他の破産法上の財回債権

① 破産管財人が受領した訴訟における訴訟費用請求権は財回債権とされている（44条3項）。破産債権の利益を代表する破産管財人の行為によって生じた請求権だからである。

② 破産債権者の開始した債権執行を破産管財人が破産債権のために実行する場合の費用（42条4項）は、破産債権者全体の利益のために行われたものとみなされるから財回債権とされている。

③ 否認権行使に伴う原状回復請求としての相手方の請求権（破産債権）

160

7 財団債権

横断的な理解を助ける
関連法規を明記

ポイントを端的に指摘することで理解が容易に

随所に判例を記載

また、専門禁書法の判例（229条）、工場抵当法の判例（230条）、税法上の判例（232条）などが規定されている。

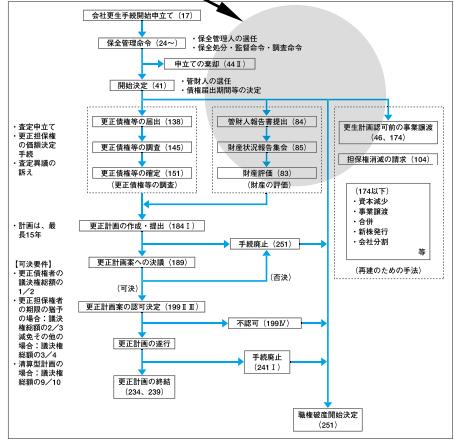
3 更生計画認可の要件

更生計画認可にやむを得ず更生計画を変更する必要がある場合、裁判所は更生手続了前に限り、申立てにより計画を追加・変更することができる（233条1項）。ただし、更生債権者等、株主等に不利な影響を及ぼす計画変更の立てあつた場合は、当該の更生計画案の提出があつた場合と同様の手続が行われることになる（同条2項）。

八 更生手続の終了

更生手続は、①更生手続の終結、②更生手続の廃止、③更生手続開始決定の取消し、④更生手続不認可決定、⑤更生手続開始の申立ての棄却判断の確定によって終了する（234条）。詳細は本編8章を参照のこと。

【図】会社更生手続の流れ



473

関連する論文本試験過去問を多数掲示

いての物権的債権が具体化したものと考えることができるから取次権が認められる。清算が金銭債権の形で行われる場合には、破産債権になる。判例（最高判29.2.27/百選48件）は、財産分割と請求権との間に、金銭債権たる財産分割請求権が破産債権にとどまるとして相手方に不正権と認めている。

次に、**扶養の義務、扶助料の要素**についても、物に対する支配権は概念できないので破産債権にとどまる。

判例 財産分割と取扱権の両面（最高判平2.9.27/百選48件）

「勘定における資本分として金銭の支払を命ぜる裁判が確定し、その間に分与者が破産した場合において、財産を当該の支払目的とする債権は破産債権であって、分与の相手方は、右債権の権利を取次権の行使によって破産財人に請求することはできない」と解説のが相当である。けだし、難解における財産分は、分与者に属する財産を相手方に交付するものであから、金銭の支払に内容する財産分をもする裁判が確定したとしても、分与の相手方は当該金銭の支払を求める債権を抱えています。右債権の額に相当する金銭が分与の相手方に当然帰属するものではないからである。」

三 特別の取扱権

1 始主の取扱権（62条1項、2項）

隔離者において、始主が物品を発送した場合において、買主が未だ代金を支払わず、かつ到着地においてその物品を受け取らない間に、買主が破産したときは、始主はその物品を取り戻すことができる。
始主の取扱権は、動産売買の目的に先取権（民法311条5号、321条）が成立し、これに基づく取扱権（2条9項）の行使が可能であることなどから、機能的場面は少ないといわれている。

2 間接の取扱権（63条1項）

間接の取扱権は、間接が破産した場合は逆に、委託者が破産した場合に問題となる。
物品の買入れを委託された開拓者が物品を発送した場合に、委託者が代金を全部を清せず、かた到着地においてその物品を受け取らない間に、委託者についての破産手続開始決定がなされると、開拓には発送した物品につき取扱権が認められる。

四 代償的取扱権

破産者が、破産手続開始決定前に取扱権の目的となる財産を譲渡した場合、取扱権者は、**目的物に代わる反対給付または、その請求権について取扱権が認められる**。

たとえば、第三者A所有の勤務を有する破産者Bが破産手続開始決定前に目的物Dに譲渡し、その代金を受け取っていない場合、Aには、破産管財人CがDに対して有する代金支払請求権について代償的取

A
474頁
【財産の取扱権】
動産の隔離者において、買主が代金未払のまま、破産した場合、その動産を送付した始主に代わるような取扱手権があるか。

【問題法規】
民法311条5号
【問題の分取特徴】
同上231項
【参考判例】
【始主の取扱地場】

A
474頁
【代償的取扱権】
民法311条5号
【問題の分取特徴】
同上231項
【参考判例】
【始主の取扱地場】

CONTENTS

第1編 倒産処理の方法

第1章 倒産処理の方法

1-1	倒産処理手続の必要性と全体構造	3
一	倒産処理手続の必要性	Aランク 3
二	倒産処理手続の全体構造	Aランク 4
三	倒産処理手続の選択	Aランク 5
1-2	破産法の概要	7
一	破産法の意義	Aランク 7
二	破産法の概要	Aランク 7
1-3	民事再生法の概要	10
一	民事再生法の意義	Aランク 10
二	民事再生法の概要	Aランク 10
三	破産手続との違い	Aランク 11
1-4	会社更生法の概要	14
一	更生手続の意義	Aランク 14
二	更生手続の概要	Aランク 15
1-5	その他の手続	16
一	特別清算（会社法510条以下）	Bランク 16
二	私的整理	Bランク 16
三	国際倒産	Bランク 16

第2編 破産法

第1章 破産手続の開始

1-1	破産能力	21
一	概説	Aランク 22
二	意義	Bランク 23
三	自然人の破産能力	Aランク 23
四	法人の破産能力	Aランク 25
1-2	破産原因	29
一	総説	Aランク 29
二	支払不能	Aランク 30
三	債務超過	Aランク 32

1-3 破産障害	34
一 意義	B ランク 34
二 内容	B ランク 34
1-4 申立権者	37
一 総説	A ランク 37
二 通常の破産手続開始の申立権者	A ランク 38
三 相続財産の破産の特則	B ランク 41
1-5 申立ての手続	42
一 総説	B ランク 45
二 申立ての方式	B ランク 45
三 管轄・移送	B ランク 45
四 債権および破産原因の疎明	B ランク 47
五 申立手数料と予納金	B ランク 48
1-6 破産手続開始の申立ての取下げ	50
一 破産手続開始決定前の申立ての取下げ	B ランク 50
二 破産手続開始決定後の申立ての取下げ	B ランク 51
三 申立ての取下げの効果	B ランク 51
1-7 破産手続開始決定前の保全処分	52
一 概説	A ランク 54
二 人的保全処分	A ランク 54
三 財産的保全処分	A ランク 55
四 保全処分の濫用（29条後段）	B ランク 58

第2章 破産開始決定

2-1 破産手続開始決定の審査	60
一 形式的要件の審査	A ランク 62
二 実質的要件の審査	A ランク 63
三 破産手続開始決定	A ランク 65
2-2 不服申立て	68
一 総説	B ランク 69
二 破産手続開始の申立書の審査に対する不服申立て	B ランク 70
三 管轄違いを理由とする移送決定への不服申立て	B ランク 70
四 破産手続開始申立ての棄却への不服申立て	B ランク 71
五 破産手続開始決定への不服申立て	A ランク 71
六 抗告審の審理	B ランク 73
2-3 同時破産廃止	75
2-4 破産手続開始決定の効果	76
一 破産手続開始決定の中心的效果	A A ランク 77
二 破産手続開始決定の法人への効果	A A ランク 77
三 破産手続開始決定の自然人への効果	A A ランク 78

第3章 機関

3-1 破産裁判所	81
一 意義	B ランク 83
二 破産裁判所の職務	B ランク 83
三 裁判所書記官の職務	B ランク 84
3-2 破産管財人	85
一 意義	A A ランク 86
二 地位	A ランク 87
三 職務	A ランク 88
四 費用および報酬	B ランク 90
五 任務の終了	B ランク 91
六 破産管財人の法律上の地位	A A ランク 91
3-3 債権者委員会・代理委員	97
一 債権者委員会	A ランク 98
二 代理委員	A ランク 100
3-4 債権者集会	101
一 意義	A ランク 102
二 態様	A ランク 103
三 権限	A ランク 104
四 手続	B ランク 104
五 決議	B ランク 104

第4章 利害関係人

一 総論	A ランク 107
二 破産債権者	A ランク 107
三 破産者	A ランク 108
四 別除権者・相殺権者・取戻権者	A ランク 108
五 財団債権者	B ランク 109

第5章 破産財団

5-1 破産財団の意義・法的性格	110
一 意義	A ランク 111
二 法的性格	B ランク 112
5-2 破産財団の範囲	113
一 範囲	A ランク 114
二 時的限界	A ランク 120
三 自由財産	A ランク 121

第6章 破産債権

6-1 意義	123
一 意義	A A ランク 123

二 趣旨	A ランク	123
6-2 成立要件		124
一 破産手続開始決定前の原因に基づくこと	A A ランク	125
二 財産上の請求権	A A ランク	126
三 人的請求権	A ランク	127
四 執行可能性	B ランク	128
6-3 破産債権の等質化・額の確定		129
一 破産債権の等質化	A ランク	130
二 破産債権の額の確定	A ランク	131
6-4 破産債権の順位		135
一 総論	A ランク	136
二 優先的破産債権	A ランク	136
三 劣後の破産債権	A ランク	137
四 約定劣後破産債権	B ランク	138
6-5 多数債務者関係と破産債権		139
一 総論	A ランク	140
二 数人の全部義務者の破産	A ランク	140
三 保証債務と破産	A ランク	142
四 求償義務者の破産	A ランク	142
五 法人・社員の破産	A ランク	144
6-6 破産債権確定手続		146
一 総論	A ランク	149
二 破産債権の届出	B ランク	149
三 破産債権の調査	B ランク	151
四 破産債権の確定	B ランク	153

第7章 財団債権

7-1 財団債権の意義		155
一 意義	A ランク	155
二 根拠	A ランク	155
三 他制度との関係	B ランク	156
7-2 財団債権の範囲		157
一 148条1項の規定に基づく一般の財団債権	A ランク	159
二 特別の財団債権	A ランク	160
三 租税債権・労働債権の扱い	A ランク	161
7-3 財団債権の法律関係		163
一 財団債権の債務者	A ランク	164
二 財団債権の弁済	A ランク	165
三 財団債権に基づく強制執行	A ランク	166
四 租税債権に基づく滞納処分	A ランク	166
五 財団不足の場合の順位	A ランク	166

第8章 破産者をめぐる法律関係

8-1 破産者の行為の効力	167
一 破産手続開始決定前の行為の効力	Aランク 168
二 破産手続開始決定後の行為の効力	Aランク 168
三 破産者の行為によらない破産手続開始決定後の権利取得	Aランク 169
四 善意者保護の規定	Aランク 171
8-2 破産手続開始決定が未履行契約に及ぼす効力	173
一 総論	Aランク 174
二 一方の未履行	Aランク 174
三 双方の未履行	A Aランク 176
8-3 各種双務契約における特則	179
一 繙続的給付契約	Aランク 179
二 貸貸借契約	Aランク 181
三 請負契約	Aランク 183
四 雇用契約	Aランク 186
五 ファイナンスリース契約	Aランク 188
8-4 破産手続開始決定が手続に及ぼす影響	191
一 総論	Aランク 192
二 訴訟手続への影響	Aランク 192
三 執行手続への影響	Aランク 194

第9章 破産財団の変動

9-1 取戻権	195
一 意義	A Aランク 196
二 一般の取戻権	Aランク 196
三 特別の取戻権	Aランク 200
四 代償的取戻権	Aランク 200
9-2 別除権	202
一 意義	A Aランク 205
二 基礎となる権利	Aランク 205
三 別除権の行使方法	Aランク 206
四 別除権者による破産債権の行使	Aランク 213
五 準別除権（65条2項、108条2項）	Aランク 214
9-3 相殺権	216
一 相殺権の意義	A Aランク 218
二 相殺権規定の適用範囲	A Aランク 219
三 相殺権の範囲の拡張 （民法上の相殺に比べて、広がっている面）	A Aランク 221
四 相殺権の範囲の制限 （民法上の相殺に比べて、厳格に扱われている面）	A Aランク 224
五 相殺権の行使	A Aランク 233

9-4 否認権	235
一 総説	A A ランク 240
二 否認権の要件	A A ランク 244
三 否認権の行使	A A ランク 256
四 否認権のための保全処分	A ランク 259
五 否認の効果	A A ランク 260

第10章 破産財団の管理・換価

10-1 破産財団の管理	266
一 総論	B ランク 267
二 財産管理のための措置	B ランク 267
三 財産管理の方法	B ランク 268
四 財産評定、財産目録・貸借対照表の作成	B ランク 269
五 引渡命令	B ランク 269
10-2 破産財団の換価	271
一 総論	A ランク 273
二 換価の時期	B ランク 273
三 換価の方法	B ランク 273
四 担保権消滅許可制度	A ランク 275
五 商事留置権消滅請求制度	A ランク 278

第11章 破産手続の終了

11-1 配当による終了	280
一 意義	A ランク 283
二 最後配当	A ランク 283
三 配当の時期を基準とした他の配当手続	A ランク 287
四 配当の方法を基準とした他の配当手続	A ランク 288
11-2 その他の終了原因	290
一 総論	A ランク 291
二 破産廃止	A ランク 292
三 その他の手続への移行	A ランク 294

第12章 免責・復権

12-1 免責	296
一 意義・趣旨	A ランク 299
二 手続	A ランク 300
三 不許可事由	A ランク 301
四 免責審理期間中の強制執行の禁止	A ランク 302
五 効果	A ランク 303
六 取消し	A ランク 305
12-2 復権	306
一 意義	A ランク 306

二 当然復権	B ランク	307
三 申立てによる復権	B ランク	307

第13章 破産犯罪

一 総論	B ランク	311
二 債権者を害する行為の処罰	B ランク	311
三 情報収集に対する妨害行為の処罰	B ランク	312
四 破産管財人等の義務違反行為の処罰	B ランク	312
五 破産管財人等の職務を妨害する行為の処罰	B ランク	313
六 破産者に対する面会強要行為の処罰	B ランク	313
七 国外犯規定、両罰規定	B ランク	313

第14章 相続財産破産手続の特則

一 総論	A ランク	317
二 相続財産の破産の取扱い	A ランク	319
三 相続人破産	A ランク	322
四 受遺者破産	B ランク	324

第3編 民事再生法

第1章 再生手続の開始

1-1 申立て	327	
一 申立権者	A ランク	329
二 管轄裁判所	B ランク	329
三 手続開始原因	B ランク	329
四 申立て手続	B ランク	330
五 申立て棄却事由	B ランク	330
1-2 再生手続開始前の財産確保の制度	331	
一 各種の保全処分	A ランク	333
二 申立ての取下制限	B ランク	336
1-3 再生手続開始決定	337	
一 開始決定の手続	A ランク	341
二 開始決定の効力	A ランク	342

第2章 機関

一 監督委員	B ランク	351
二 調査委員	B ランク	352
三 管財人	A ランク	353
四 保全管理人	A ランク	354
五 債権者集会	A ランク	354
六 債権者委員会	B ランク	355
七 代理委員	B ランク	355

第3章 再生債権

3-1 意義	356
一 意義	A ランク 357
二 要件	A ランク 357
三 再生債権者の権利行使	B ランク 358
3-2 再生債権の届出・調査・確定	359
一 総論	A ランク 361
二 破産債権の確定手続との相違	A ランク 362
三 再生債権の届出	B ランク 363
四 再生債権の調査	B ランク 365
五 再生債権の確定	B ランク 366

第4章 共益債権・一般優先債権・開始後債権

一 非手続債権の概念	A ランク 369
二 共益債権・一般優先債権	B ランク 369
三 開始後債権	B ランク 371

第5章 再生債務者の財産状況の調査

5-1 財産状況の調査	372
一 財産評定	B ランク 373
二 裁判所への報告	B ランク 374
三 財産状況報告集会への報告	B ランク 374
5-2 否認権	376
一 意義	A ランク 378
二 類型	A ランク 379
三 行使	A ランク 380
四 否認権のための保全処分	A ランク 382
5-3 法人の役員等の責任追及	383
一 意義	B ランク 384
二 損害賠償請求権の査定	B ランク 384
三 法人の役員の財産に対する保全処分	B ランク 385
5-4 担保権消滅許可制度	386
一 意義・趣旨	A ランク 387
二 破産法の担保権消滅許可制度との比較	A ランク 387
三 対象となる担保権	B ランク 389
四 手続	B ランク 389

第6章 再生債務者をめぐる法律関係

一 再生債務者の地位	A ランク 393
二 再生手続開始決定前の法律関係	A ランク 394
三 再生手続開始決定が手続に及ぼす影響	A ランク 395

第7章 再生債務者の財産の変動

7-1 別除権	396
一 意義	Aランク 397
二 別除権の基礎となる権利	Aランク 397
三 別除権の実行を阻止する制度	Aランク 399
7-2 取戻権	401
一 意義	Aランク 401
二 取戻権の種類	Aランク 401

第8章 再生計画

8-1 再生計画の作成・提出	402
一 再生計画成立までの流れ	Aランク 404
二 再生計画案の作成・提出	Bランク 404
三 再生計画の内容	Bランク 405
8-2 再生計画の成立	407
一 再生計画案の決議	Bランク 409
二 再生計画の認可	Bランク 410
三 再生計画の効力	Bランク 411

第9章 再生計画の遂行

一 再生計画の遂行	Bランク 414
二 民事再生法における履行確保の制度	Bランク 414
三 再生計画の変更（187条）	Bランク 416
四 再生計画の取消し（189条）	Bランク 416
五 破産手続開始決定がなされた場合の取扱い（190条）	Bランク 417

第10章 再生手続の終了

10-1 再生手続終結の決定	418
一 再生手続が終了する場合	Aランク 419
二 目的達成により終結する場合	Bランク 419
三 手続	Bランク 420
10-2 再生手続の廃止	421
一 意義	Aランク 422
二 手続の具体的な内容	Bランク 422
三 再生計画の取消しとの違い	Bランク 423
四 廃止決定後の手続および効力	Bランク 423
10-3 破産手続への移行	424
一 総論	Aランク 425
二 再生手続開始決定後に破産手続開始申立てがあった場合	Bランク 425
三 裁判所の裁量による移行	Bランク 425
四 必要的移行	Bランク 425
五 移送	Bランク 426

第11章 簡易再生・同意再生

一 簡易再生	B ランク	428
二 同意再生	B ランク	428

第12章 個人再生手続

一 個人債務者再生手続の必要性	A ランク	432
二 小規模個人再生手続	B ランク	433
三 給与所得者等再生手続	B ランク	434
四 小規模個人再生手続の詳細	B ランク	435

第13章 住宅資金貸付債権に関する特則

一 総論	A ランク	442
二 対象となる住宅資金貸付債権	B ランク	443
三 住宅資金特別条項	B ランク	443
四 再生計画の決議・認可	B ランク	444

第14章 罰則

一 総論	B ランク	446
二 債務者の財産を不当に減少する行為および特定の債権者に対して利益を与える行為に対する罰則	B ランク	446
三 手続の適正・円滑な進行を害する行為に対する罰則	B ランク	447
四 過料の定め	B ランク	448

第4編 会社更生法

第1章 更生手続の開始

一 更生手続開始の申立て	C ランク	454
二 更生手続開始の効果	C ランク	456

第2章 機関

一 総説	C ランク	461
二 更生手続開始前の機関	C ランク	462
三 更生手続開始後の機関	C ランク	463

第3章 更生手続開始決定後の手続の概要

一 管財人の就職時の業務	C ランク	469
二 財産状況報告集会における報告・意見聴取	C ランク	469
三 財産の調査・貸借対照表・財産目録の作成	C ランク	469
四 事業譲渡	C ランク	469
五 会社役員等に対する責任追及	C ランク	470
六 否認権の行使	C ランク	470
七 更生計画	C ランク	471
八 更生手続の終了	C ランク	473

第4章 債権者等の権利行使

4-1	更生債権・更生担保権	474
一	更生債権	B ランク 475
二	更生担保権	C ランク 476
三	更生債権・更生担保権の行使	C ランク 477
4-2	相殺権	479
一	総論	B ランク 480
二	要件	C ランク 481
三	相殺の制限	C ランク 481
四	相殺権の行使	C ランク 481
4-3	その他の権利	482
一	共益債権	C ランク 484
二	租税債権	C ランク 484
三	開始後債権	C ランク 485
四	株主等の権利	C ランク 486
五	取戻権	C ランク 487

第5章 否認権

一	意義	B ランク 489
二	類型	C ランク 490
三	行使	C ランク 490

第6章 担保権消滅許可制度

一	意義・趣旨	B ランク 491
二	民事再生法の担保権消滅許可制度との比較	B ランク 491
三	対象となる担保権	C ランク 492
四	手続	C ランク 492

第7章 更生計画

一	更生計画の内容	C ランク 496
二	更生計画案の提出・決議	C ランク 497
三	更生計画の認可	C ランク 497
四	更生計画の遂行	C ランク 498

第8章 更生手続の終了

一	総論	C ランク 500
二	更生手続の廃止	C ランク 500
三	更生手続の終結	C ランク 501

第9章 罰則

一	罰則の規定	C ランク 503
二	過料の規定	C ランク 503

第5編 特別清算手続

一 総説	Cランク	507
二 特別清算手続	Cランク	507

第6編 私的整理

第1章 総論

一 私的整理の意義	Cランク	513
二 私的整理の利点と欠点	Cランク	513
三 私的整理の法的構成	Cランク	514

第2章 私的整理の内容

2-1 企業倒産の私的整理	516		
一 私的整理一般	Cランク	516
二 私的整理ガイドライン	Cランク	517
三 事業再生ADR	Cランク	518
2-2 消費者の私的整理	520		

第7編 國際倒産の処理

国際倒産の処理

一 総説	Cランク	523
二 国内倒産処理手続の対外的効果の拡張	Cランク	524
三 外国倒産処理手続の対内的効果の拡張	Cランク	526

論証カード

新司法試験論文式試験過去問

INDEX

1 第 1 編

倒産処理の方法

第1編 倒産処理の方法

第2編 破 産 法

第3編 民 事 再 生 法

第4編 会 社 更 生 法

第5編 特 別 清 算 手 続

第6編 私 的 整 理

第7編 国際倒産の処理

第1章 倒産処理の方法

1編では、倒産法の全体像を概観します。2編以降で、各手続の詳細を学ぶ前に、手續全体の流れと、手續相互間の関係を理解することが1編での目的です。特に手續全体の流れについては各論の学習にあたっても隨時、参照し、今学習しているのはどの部分の問題なのかを確認するようにしてください。

Legal Navigation

第1編「倒産処理の方法」では、倒産処理一般論を概観します。

倒産制度の意義

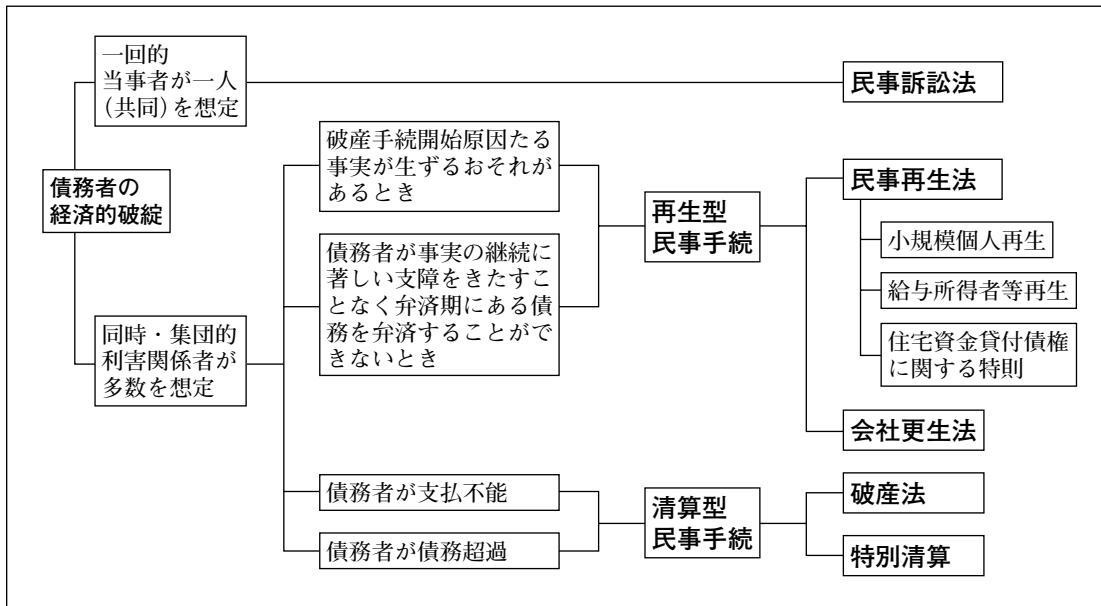
一般に「倒産」という用語からは暗いイメージを受けるかもしれません。しかし倒産処理制度の法制化・ガイドライン化はむしろ、経済的に危機状態にある債務者を過酷な状態から救済する機能を有します。たとえば、ある多重債務者が、債務の弁済に窮する状態にある場合に、その状態を放置すると、債務者は過酷な取立てを受け続け、経済的再起の機会が与えられないこととなります。ここでは倒産処理制度が設けられる意義を法的制度・私的制度を含めた観点から理解してください。

各倒産制度の概観

「倒産」といってもその中には、対象者の業務・債権債務関係を解消するための制度である清算型の制度と、対象者の再起を図るための制度である再建型の制度があります。ここではそれぞれの類型としていかなるものが含まれ、それぞれがどのような特色を有するかの概要を把握してください。

清算型のものとして破産手続・特別清算手続、再建型のものとして再生手続・更生手続・会社整理手続が挙げられます。また、これらの法的制度と別に、私的整理といったものがあり、それについても近時、ガイドラインが作成されています。それぞれに特色がありますので、メリット・デメリットを理解して、具体的の場合にいかなる手続に従うのが適当かを考えながら学習してみてください。

【債務者が経済的に破綻した場合の処理】



- 1-1 倒産処理手続の必要性と全体構造
- 1-2 破産法の概要
- 1-3 民事再生法の概要
- 1-4 会社更生法の概要
- 1-5 その他の手続

1-1

倒産処理手続の必要性と全体構造

目次

- 一 倒産処理手続の必要性
- 二 倒産処理手続の全体構造
- 三 倒産処理手続の選択

学習の指針

各倒産処理手続の具体的な手続に入る前に、倒産処理手続がなぜ必要とされているのか、各種の倒産処理手続にはいかなる違いがあるのかについて、概観しておきましょう。

一 倒産処理手続の必要性

倒産とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、または特別清算開始の申立てが裁判所に対してされること、および手形交換所において、当該手形交換所加盟の金融機関が、金融取引を停止する原因となる事実についての公表（取引停止処分）がなされることである。

債務者が倒産した場合、その状態を放置すると、債権者一般や債務者自身にとって望ましくない結果をもたらすおそれがあり、ひいては一般経済社会にも多大な影響を与える。すなわち、債務者が倒産してしまった場合、個々の債権者が我先に権利行使をすると、早い者勝ちとなってしまい、自らの債権をまったく回収できない債権者が出てくることになり不公平が生じる。しかし、このように自らの債権をまったく回収できない状態にいつ自らが陥るか分からない事態は、債権者一般にとって望ましいものではない。とはいっても、個々の債権者が権利行使を自制することを期待することは難しい。そこで、倒産処理手続を整備することにより、**個々の債権者の権利行使を制限して、債権者一般が不平等とならないようにする**必要があるのである。

また、債務者、特に個人債務者については、倒産したとしても、生活を続けていかなければならない。しかし、債務者が莫大な債務を負い続けるとしたら、債務者が将来収入を得るようになってしまっても、すべて債権者に回収されてしまい、**債務者の経済的再生**は事実上途絶えてしまう。債務者の経済活動が社会にとって有益であったにもかかわらず、一度の失敗で再起不能となってしまうのは、自由競争を萎縮させてしまい、経済社会にとって望ましくない。そこで、倒産処理手続が必要となるのである。



◀伊藤・9頁

二 倒産処理手続の全体構造

倒産処理手続は大きく法的整理と私的整理に分かれる。このうち法的整理は目的による区分として清算型・再建型に分類される。

清算型は債務者の全財産の清算を目的とする手続であり、破産手続・特別清算手続がこれにあたる。再建型は債務者、特にその事業の再建を目的とする手続であり、再生手続・更生手続がこれに該当する。

1 清算型手続の特徴

(1) 破産手続

破産手続は、裁判所が選任した破産管財人が債務者の財産を管理処分して集団的な債務処理を行う手続である。

破産手続では、①債権者は個別に権利行使することを禁じられるが、総債権者に公平な満足を与えることができる、また②破産裁判所の監督の下、破産管財人が権限を行使するので手続の公正さが担保される、③債務者は免責制度を利用することで再建のきっかけをつかむことができるというメリットがある。

他方、①清算型手続であるため事業が解体されることに伴う社会的損失が生じる、②手続が複雑なものとなり、柔軟性がなくなり、費用と時間が多くかかる、③財産の換価において、換価が低廉な価格でなされがちで、得られる配当が少ないというデメリットがある。

(2) 特別清算手続

特別清算手続は、株式会社が解散決議をして清算手続を開始したにもかかわらず、清算の遂行に著しい支障をきたすべき事情、または債務超過の疑いがある場合にとられる手続である。

特別清算手続では、①手続が簡略化されているので時間と費用が節約できる、②破産と異なり、裁判所の監督を受けつつも協定という当事者間の合意を基本にして進められるため、自主的清算手続が期待できるというメリットがある。

しかし、特別清算手続には利用権者の限定や、解散要件の厳格さから実務上利用が困難というデメリットがある。

2 再建型手続の特徴

(1) 再生手続

再生手続は、経済的窮境にある債務者が、債権者の多数の同意を得て、債務の弁済と事業の遂行とを図る手続である。

再生手続は、①主に中小企業向けの再建型手続であり、さまざまな制度が規定されていることから、個別的な事情に応じて柔軟な対応ができる。また②手続開始後も、原則として、事業の遂行および財産の管理処分権を債務者に残すいわゆるD I P (Debtor In Possession)型の手続をとっていることから、管理型に比べより早い段階での手続開始申立てが期待できる。③再生計画の可決要件が、緩やかであるため可決が現実的なものであるというメリットがある。

しかし、原則D I P型の手続であるため、モラル・ハザードが生じやすいというデメリットがある。

(2) 更生手続

更生手続は、窮境にはあるが、再建の見込みのある株式会社につき、債権者、株主その他の関係人の利害を調整しつつ、事業の維持更生を図ることを目的とする手続である。

◀ 伊藤・31頁

更生手続では、①必ず管財人が選任される管理型の手続のため、手続運営の透明性が確保され、②また、担保権の内容も更生計画で変更することができることから、事業再建により資するというメリットがある。

しかし、①詳細な手続規定を用意した分、手続が複雑なものとなり、費用が高額となる、②手続の厳格さゆえに相当の時間・コスト・手間がかかるというデメリットがある。

三 倒産処理手続の選択



1 清算型

(1) 破産手続

債務者の総財産をもって総債権者に公平な満足を与えることを目的とする清算型の裁判上の倒産処理手続。

(2) 特別清算手続

清算中の株式会社について、清算遂行の支障または債務超過の疑いがある場合に、債権者、株主の利益を保護するために清算人に対する監督を強化して、より厳格な手続で行われる裁判上の特別な清算手続。

2 再建型

(1) 再生手続

再生手続のように手続開始原因を緩和し、簡易・迅速・自主性を尊重した解決が可能な中小企業にとって利用しやすい再建型倒産処理手続。

(2) 更生手続

倒産の危機にあるが再建の見込みのある株式会社について、利害関係人の利害を調整しつつ、企業の維持を図る裁判上の倒産処理手続。

3 私的整理

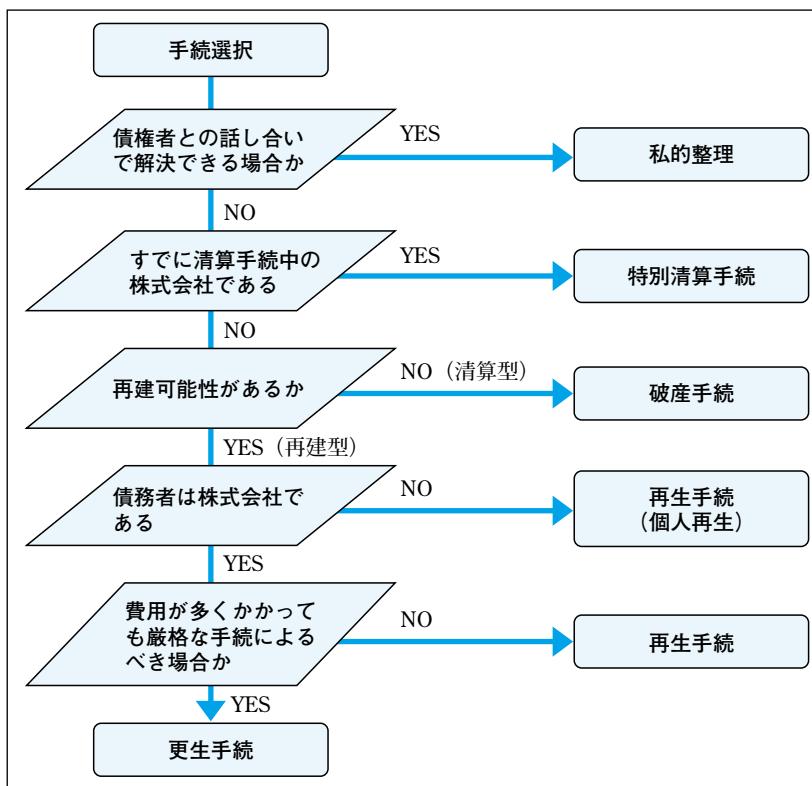
経済状態が破綻に瀕した債務者が、債権者および債務者の合意の下に、自主的に財産関係の処理をすること。

【倒産処理手続の一覧】

法的倒産処理	清算型	破産手続
		特別清算手続
	再建型	再生手続
		更生手続
私的整理		

各倒産処理がどのような場面で用いられるかを簡単に表すと、以下のフローチャートのようになる。

【倒産処理手続の選択】



目次

- 一 破産法の意義
- 二 破産法の概要

学習の指針

破産法は清算型倒産処理手続の一般法といわれています。各倒産処理手続の中でも利用件数が多く重要な制度です。まず、全体の大まかな流れをつかんでください。

一 破産法の意義

破産とは、債務者が経済的に破綻した場合に、その財産関係を清算し、総債権者に公平な弁済を図る裁判上の手続をいう。倒産処理手続の一つとしてみた場合、破産は、裁判所により選任された破産管財人が、倒産状態に陥った債務者の財産を管理・処分して、集団的な債務処理を行うという、[清算型倒産処理の典型](#)といえる。同時に、すべての倒産処理方法が行き詰った場合にたどりつく、いわば「終着駅」ともいえる。



二 破産法の概要

- 1 まず、債務者が破産原因（支払不能（15条）、債務超過（16条））が生じた場合、債権者や債務者などが破産の申立てを行うと、裁判所が破産原因の存否等について審理したうえで、[破産手続開始決定](#)をする。

もっとも、申立てから破産手続開始決定まで一定の期間が必要となるので、その間に債権者が我先に権利行使したり、逆に債務者が財産を隠匿・処分したりすると、手続が開始されたときにはすでに債権者に満足を得させる財産は何も残っていないという事態が起こり得る。そこで、破産の申立てがあった場合、破産手続開始決定前に、裁判所が債務者の身体・財産に対して一定の暫定的な処分をなすことが認められている。これが[保全処分](#)（24条以下）と呼ばれるものである。



- 2 破産手続開始決定とともに、[裁判所は破産管財人を選任](#)し、債務者から財産の管理処分権限を奪い取って（78条1項）、後の清算手続がしやすいように、債務者の財産状態を組み直していく。以後は、破産管財人が債務者（破産者）の財産を管理し、最終的には破産債権者の共同の満足のために換価する。具体的には、破産管財人は、[否認権](#)（160条以下）を行使して債務者財産（破産財団）の増殖を図り、他方で、[取戻権](#)（62



条以下)・**別除権**(65条以下)・**相殺権**(67条以下)の行使を受けるなどして、債務者の財産を本来あるべき姿(法定財団)に近づけていくことになる。

ここで、否認権とは、破産手続開始決定前になされた破産債権者を害すべき行為の効力を、破産財団との関係において失わせ、いったん財団から失われた財産を財団に回復する権利をいい、民法の詐害行為取消権に類似するものである。否認権が行使されると、破産財団は増加(プラス)することになる。

これに対し、取戻権や別除権、相殺権が行使されると、破産財団は減少(マイナス)することになる。たとえば、他人が破産者に貸しているコピー機については、その他人が取戻権を主張して破産手続外で権利行使することができる。また、抵当権などの担保が設定されている財産については、**担保権者(別除権者)**は破産手続によらない優先的に弁済を受けることができる。



3 債権者は、破産手続開始決定により、破産手続によらない個別的権利行使を禁じられ、その債権額は**届出・調査・確定の手続**(111条～)を経て確定される。



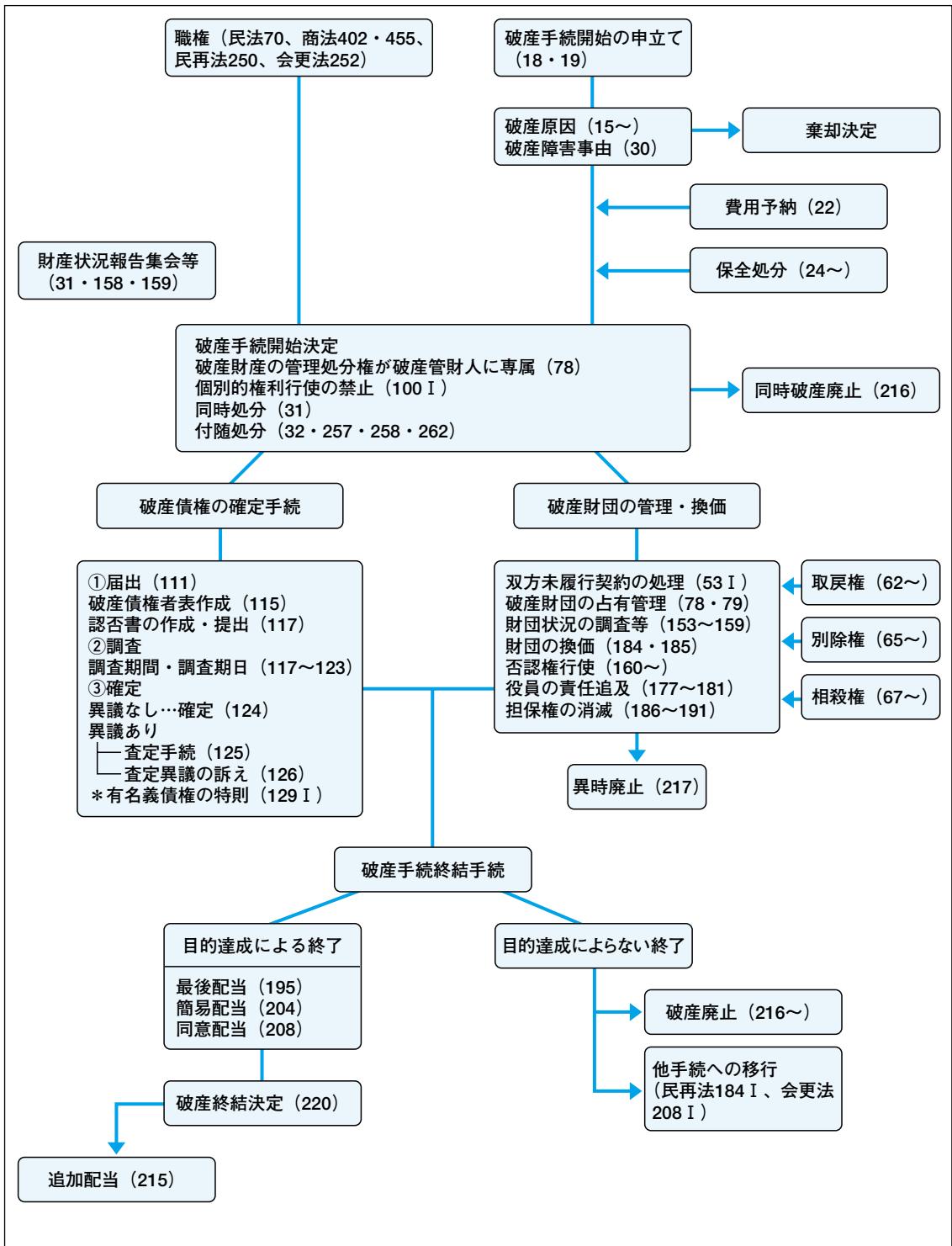
4 そのうえで、債務者財産(破産財団)は換価され、そこから、まず、**財団債権**(破産債権に優先し、かつ、破産手続によらず随時に弁済を受けることができる債権)が弁済され、その残りが配当のための原資(配当財団)となる。配当によってのみ弁済を受けることができる債権は**破産債権**と呼ばれ、届出・調査・確定の手続を経なければならない。

なお、破産債権は優先的破産債権、一般的破産債権、劣後的破産債権、約定劣後債権の4つに分類される(98条、99条)。従業員の未払給与等の優先的破産債権は一般の破産債権より優先的に弁済を受ける。



5 個人破産手続の場合は以上の手続に加え免責・復権といった手続がある。最終的に、破産手続上の配当によって弁済されなかった破産者の債務のうち破産債権に基づく債務については一定の者が免責を申し立て、これに対する裁判によってその責任を免除する**免責決定**(248条～)が下され、その決定が確定した場合、破産者は破産手続開始決定によって受けている行使の権利・資格の制限から解放される(復権)。

【破産手続の流れ】



編著者代表 反町 勝夫 (そりまち かつお)

<経歴>

1965年東京大学経済学部卒業。株式会社電通勤務を経て、1970年公認会計士第2次試験合格。公認会計士試験受験指導を通じて開発した、経済学・経営学・会計学の論理体系思考を法律分野に導入し、新しい実務法律体系(LEC体系)を創造する。

1978年司法試験合格後、株式会社東京リーガルマインド(LEC)を創立。わが国で一般的に行われている実務法律・会計の、教育・研修システムのほとんどを考案し、今日それらは資格試験・実務研修のデファクトスタンダードになっている。2004年日本初の株式会社大学「LEC東京リーガルマインド大学[略称: LEC(れっく)大学]」創立、2005年LEC会計大学院創立。若年者の就職100%を目指してキャリア開発学という学問分野を立ち上げ、研究・教育に邁進する。現在、弁護士・弁理士・税理士・会計士補・社会保険労務士。株式会社東京リーガルマインド代表取締役社長。LEC大学学長。

著書に『21世紀を拓ぐ法的思考』『司法改革—時代を先取りする「提言」—』『司法改革2—新時代を築く人々』『各界トップが語る—改革への法的思考』『各界トップが語る—改革のプロセス』『各界トップが語る—改革の羅針盤』『各界トップが語る—改革の発進』『各界トップが語る—ここまで進んだ「改革」』『わかる! 楽しい! 法律』(LEC東京リーガルマインド)、『士業再生』(ダイヤモンド社)。広報誌『法律文化』編集長。そのほか、資格試験受験用テキスト(『C-Book』など)・社員研修用教材、論文・評論多数。

PROVIDENCEシリーズ

C-Book 倒産法 第2版 補訂版

2005年7月20日 第1版 第1刷発行

2010年7月15日 第2版補訂版 第1刷発行

編著者 ● 株式会社 東京リーガルマインド
LEC総合研究所 司法試験部

発行所 ● 株式会社 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10

アーバンネット中野ビル

☎03(5913)5011 (代表)

☎03(5913)6336 (出版部)

☎048(999)7581 (書店様用受注センター)

振替 00160-8-86652

www.lec.co.jp/

カバーデザイン ● 大久保正幸事務所

印刷・製本 ● 株式会社 サンヨー

©2010 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

ISBN978-4-8449-7608-0

複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたします。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-7608-0

C3332 ¥2800E



9784844976080

定価**2,940円** [本体**2,800円** + 税5%]
LD07608



1923332028001

Compact Complete
Creative
Book
倒産法
第2版
[補訂版]